

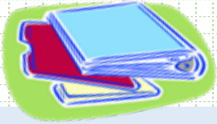
ケース1

〔第一段階の記載〕

公益目的事業のみを実施する法人で、公益目的事業を複数実施しており、法人会計区分を設けない場合。

★ 収益事業等を行っていない場合、正味財産増減計算書内訳表で法人会計区分を設けないことができます。

★ 公益目的事業が複数あり、かつ、法人会計を設けない場合、管理費相当額は各収益科目の共通欄に記載し、管理費についても共通欄に記載してください。〔非営利法人委員会研究報告第29号「正味財産計算書内訳表等に関する研究報告」(日本公認会計士協会)参照のこと〕



《事例》 (公社) A協会は、前年度の第一段階(6欄)でプラスの金額となっていました。また、正味財産増減計算書内訳表で法人会計区分を設けていません。本年度及び前年度の第一段階の金額は下記の通りです。

○本年度の正味財産増減計算書内訳表の金額

経常収益計 公1:2,000 公2:1,000 公3:3,000

経常費用計 公1: 300 公2:900 公3: 3,000

○管理費 : 600(公1・200、公2・100、公3・300)

(上記カッコ内の各金額は、管理費相当額として各経常収益に対応します)

○前年度のA(1)表の第一段階の判定欄(6欄) 公1:30 公3:100

科目	公益目的事業				合計
	公1	公2	公3	共通	
I一般正味財産増減の					
受取寄附金				600	
経常収益計	1,800	900	2,700	600	6,000
事業費計	××	××	××		××
〇〇報酬	×	×	×		×
管理費計 〇〇費				600	
経常費用計	300	900	3,000	600	4,800

《算定経過の説明》

正味財産増減計算書内訳表の各事業の経常収益計の計算

公1の経常収益計 $1,800 = 2,000 - 200$

公2の経常収益計 $900 = 1,000 - 100$

公3の経常収益計 $2,700 = 3,000 - 300$

※各事業の経常収益を集計した額(公1:2,000、公2:1,000、公3:3,000)から管理費相当額を差し引いた金額を記載します。

事業番号	経常収益計	経常費用計
	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください	
1	2	3
公1	1,830 円	300 円
公2	900 円	900 円
公3	2,800 円	3,000 円
	円	円
	5,530 円	4,200 円

《算定経過の説明》

A(1)表に転記する場合

公1の経常収益計 $1,830 = 1,800 + 30$

公1の経常費用計 300

公2の経常収益計 900

公2の経常費用計 900

公3の経常収益計 $2,800 = 2,700 + 100$

公3の経常費用計 3,000

※前年の第一段階(6欄)のプラスの金額をそれぞれの経常収益計に加算します。

ケース2

〔第二段階の記載〕

前年度、第一段階、第二段階ともに収支相償が満たされず、第一段階と第二段階の解消理由が同じで、本年度、第一段階に前年度の剰余金額を加算した場合。

また、前年度の剰余金の解消に向けて、本年度、公益目的事業財産を購入した場合。

★前年度の第一段階と第二段階(13欄)の解消理由が同じ場合、本年度の第一段階(2欄)で既に加算した額は、第二段階においてはその額を差し引いて計上します(二重計上の防止)。

★前年度の剰余金の解消理由として、「翌年度に公益目的事業財産の購入に充てる。」とした場合は、本年度その購入に充てた額を差し引いて計上します。

《事例》 (公財)C協会は、前年度の第一段階(6欄)第二段階(13欄)とも収支相償が満たされないため、解消策として、翌年度の事業拡大と備品購入に充てることを前年度の事業報告で記載しています。

○本年度の正味財産増減計算書内訳表の金額

経常収益計 公1:3,000 公2:3,500

経常費用計 公1:3,500 公2:4,000

○前年度のA(1)表第一段階の判定欄(6欄) 公1:400

○前年度のA(1)表第二段階の判定欄の「収入-費用」欄(13欄) 2,000

○本年度において、公益目的事業財産(備品)の購入額 800

今年度の第一段階

事業番号	経常収益計		経常費用計
	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください		
1	2	3	
公1	3,400		
公2	3,500 円	4,000 円	
	6,900 円	7,500 円	

第二段階7欄へ

今年度の第二段階

	収入	費用	
7	7,700 円	7,500 円	
8	円	円	
9			
10	円	円	
11	円	円	
12	円	円	
13	7,700 円	7,500 円	収入-費用 200

昨年度の第一段階

事業番号	前年度に6欄がプラスの場合には当該額を加算して	第一段階の判定 (2欄-3欄+4欄-5欄)	
1		6	
公1		400 円	円
公2		△100 円	円

《算定の経過》

※前年の13欄から既に2欄で加算した額を控除し、本年度の公益目的事業資産の購入費を差し引きます。

2欄 公1の経常収益計 3,400 = 3,000 + 400

7欄の収入額 7,700 = 6,900 + 2,000 - 400 - 800

昨年度の第二段階

	収入	費用	
7	7,700 円	7,500 円	
8	円	円	
9			
10	円	円	
11	円	円	
12	円	円	
13	円	円	収入-費用 2,000

第一段階で加算した額

公益目的事業財産を購入した額

ケース3

[第二段階の記載]

公益目的事業と収益事業を実施する法人で、公益目的事業と収益事業との間で取引があり、内部取引の消去の処理を行う場合。

また、公益目的事業を公1のみ実施している場合。

★法人内の会計区分間において生じる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表上、「内部取引消去」欄において、相殺消去します。[『公益法人会計基準について』(平成21年改訂、内閣府公益認定等委員会)別紙に附属する「公益法人会計基準注解」(注2)を参照のこと]

《事例》(公社)Bセンターは公益目的事業と収益事業があり、公益目的事業の経費として、パンフレットの代金を収益事業へ支払っています。

○本年度の正味財産増減計算書内訳表の金額

経常収益計 公1:3,000

経常費用計 公1:3,500

○収益事業の収益計 4,500

○収益事業の費用計 4,000

○公1経常費用(図書費)のうち収益事業への支払 100

○収益事業では、パンフレット代金として経常収益(印刷事業収益)に計上 100

法人が行う公益目的事業が公1のみの場合、第二段階の7欄に記入してください。

※法人が行う公益目的事業が複数の場合は、まず第一段階に記入してください。

正味財産増減計算書内訳表
平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで
(単位:千円)

科目	公1	収1	法人 会計	内部取 引消去	合計
I一般正味財産 増減の部 受取寄附金	3,000				3,000
印刷事業収益		4,500		△100	4,400
経常収益計	3,000	4,500		△100	7,400
給料・賞金	3,400	2,000			5,400
印刷費		2,000			2,000
図書費	100			△100	0
経常費用計	3,500	4,000		△100	7,400

	収入	費用
7	3,000	3,400
8		
9		
10		
11		
12		
13		

公1の経常収益計	3,000=3,000
公1の経常費用計	3,400=3,500-100
収益事業収益	4,400=4,500-100
収益事業費用	4,000

「公益法人会計基準」と「公益法人会計の運用指針」の参照方法

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/houreiguide/kaikei.html



国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 Information

公益法人とは 公益法人への寄附 公益法人になる 公益法人の皆様へ 公益認定等委員会 **法律・制度関連**

①

法律・制度関連

公益法人制度関係法令や公益認定等ガイドライン、FAQ等を掲載しています。

トピックス

**公益法人制度改革の成果
(移行期間を終えて)**

PDF形式 / 586KB

②

公益法人制度関連

参考:特例民法法人

▶ **公益法人制度関係法令とガイドライン**

特例民法法人とは、改正前民法第34条に基づき設立された法

③

公益法人制度関係法令とガイドライン

よくあるご質問(FAQ)

公益法人税制(寄附税制・法人課税)

公益法人制度改革の経緯

旧パンフレット

特例民法法人に係る施策

特例民法法人に関する年次報告等

①公益法人Information
トップ画面でタブ「法律・
制度関連」をクリック。

②公益法人制度関係法令
とガイドラインをクリック。

③画面をスクロールし、中
央付近に表示されている
「その他」<審査基準・会
計基準等>の4つめ
「公益法人会計基準と同
運用指針」をクリック。